

沖縄市特定用途制限地域内における 建築物等の制限に関する条例について

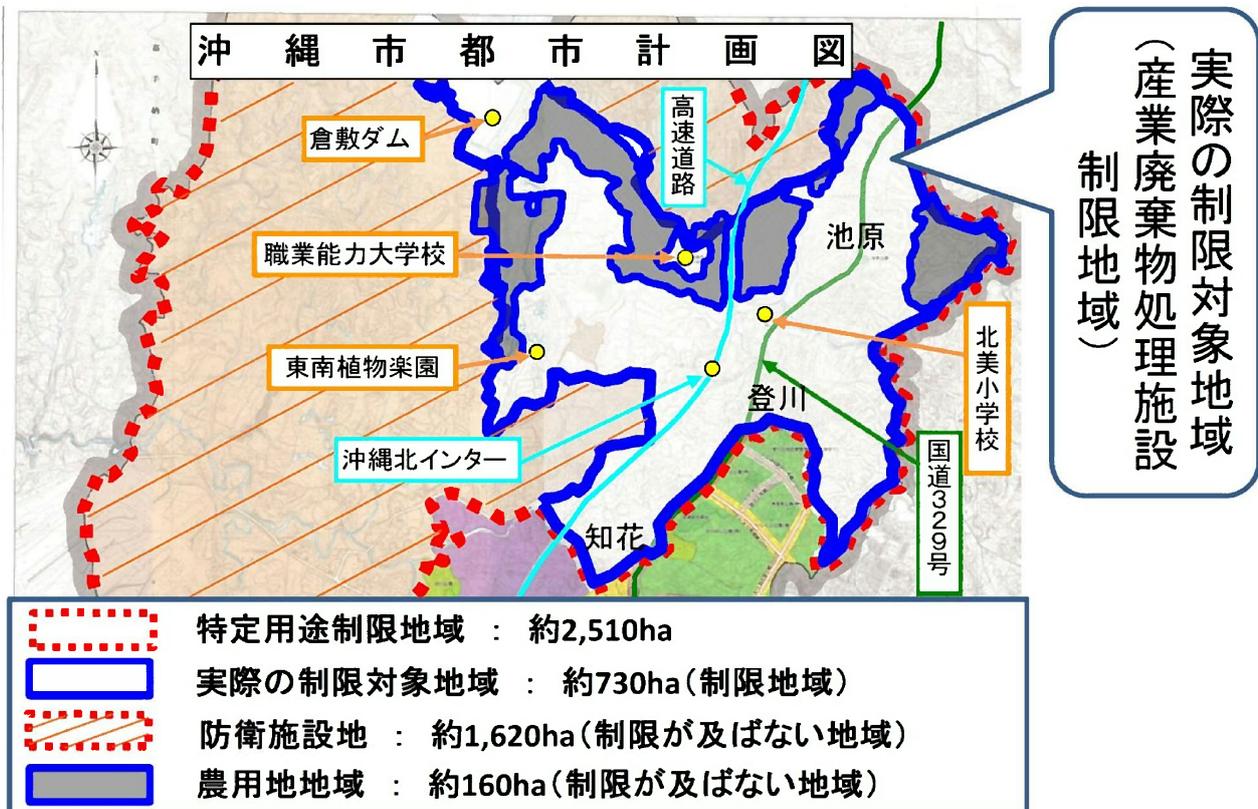
「特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」とは？

特定用途制限地域という都市計画のもと、建築基準法に基づき定められた条例です。

特定用途制限地域とは、用途地域が定められていない区域内（一般に「用途白地」と称される。）に定める地域です。用途地域が定められていない区域では、原則として用途（建築物や工作物の種類）に制限がないことから、様々な用途の建築物や工作物が混在することとなります。よって、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図り、良好な環境を形成・保持するため、制限すべき特定の用途の概要を定める地域であります。本市では、制限すべき用途の概要を「産業廃棄物処理施設」と定めています。

特定用途制限地域を定めると同時に建築基準法による条例を定める必要があり、この条例の中では制限する用途の詳細、既存施設の緩和、例外許可、罰則等を規定しています。

沖縄市特定用途制限地域(池原、登川、知花)



条例制定の経緯

本市の北部では、産業廃棄物処理施設が多く立地している状況にあります。このことから本市は、産業廃棄物処理に関する行政を司る県の環境部局に対して「県内での分散・平準化」を強く要望しました。しかし、同部局に関連する法律では設置場所の制限はできず、土地利用の規制については都市計画法等により行われるものとの見解が示されました。そのため本市は、都市計画法及び建築基準法の観点から産業廃棄物処理施設を制限すべく「特定用途制限地域」を定め、「沖縄市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例」を制定しました。

条例の概要と附則について

条例では、制限すべき用途の概要に基づき制限される用途の詳細を定めています。制限される産業廃棄物処理施設は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第7条によりますが、その中でも市北部への集中割合が高い施設及び有害物質を取り扱う施設としています。

また、条例の附則では「市は、この条例の施行後2年を経過したときに、この条例の施行の状況について検討を行い、必要があると認められるときは、所要の措置を講じなければならない。」と定められています。

産業廃棄物処理施設の動向について

条例の施行前から施行2年後の動向を調査したところ、市北部における制限対象施設の新築・増築はなく、条例の効果が伺えます。また、各施設の集中割合に大きな変化はなく、最も高かった焼却施設の集中割合は減少しています。なお、油水分離施設の割合が若干増加していますが、これは他市町村での施設廃止等によるものです。

沖縄市特定用途制限地域内への産業廃棄物処理施設の集中割合の変化

産業廃棄物処理施設の種類		条例施行前と施行2年後の集中割合の変化			
		条例施行前	条例施行2年後	変化量	
				割合	増減
第1号	污泥の脱水施設	1.28 %	1.23 %	-0.05%	減↓
第2号	污泥の乾燥施設	0.00 %	1.01 %	1.01%	増↑
	污泥の天日乾燥施設	2.71 %	2.71 %	0.00%	変化なし
第3号、第5号、第8号、第13号の2	焼却施設（第12号を除く）	79.95 % ^{※1}	77.39 %	-2.56%	減↓
第4号	廃油の油水分離施設	70.33 %	70.43 %	0.10%	増↑
第6号	廃酸・廃アルカリの中和施設	29.97 %	29.97 %	0.00%	変化なし
第7号	廃プラスチック類の破碎施設	5.97 %	12.86 %	6.89%	増↑
第8号の2	木くず又はがれき類の破碎施設	3.91 %	4.90 %	0.99%	増↑
第9号	金属等又はダイオキシン類を含む污泥のコンクリート固型化施設	有害物質を取扱う施設 (県内には無)			
第10号	水銀又はその化合物を含む污泥のばい焼施設				
第11号	污泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設				
第11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設				
第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設				
第12号の2	廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む)又はPCB処理物の分解施設				
第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設				

※ 網掛けの施設は条例の制限対象外を示す。

※1 新炉(200t炉)も含まれています。

(参考：沖縄県 環境整備課 資料)

焼却された産業廃棄物の動向について

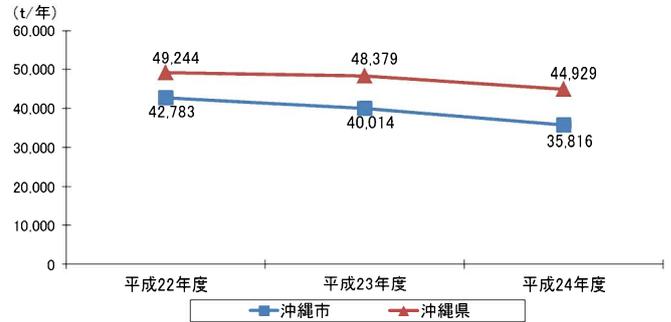
県内で焼却された産業廃棄物について、平成22年度から平成24年度まで市北部への集中割合の調査を行ったところ、各年度とも高い割合を示すものの年々減少傾向にあります。

表 焼却された産業廃棄物

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
沖繩市	42,783	40,014	35,816
沖繩県	49,244	48,379	44,929
沖繩県全体に占める沖繩市の焼却した産業廃棄物の割合	86.9%	82.7%	79.7%

(参考：「沖繩県産業廃棄物フォローアップ調査報告書」沖繩県、沖繩県 環境整備課 資料)

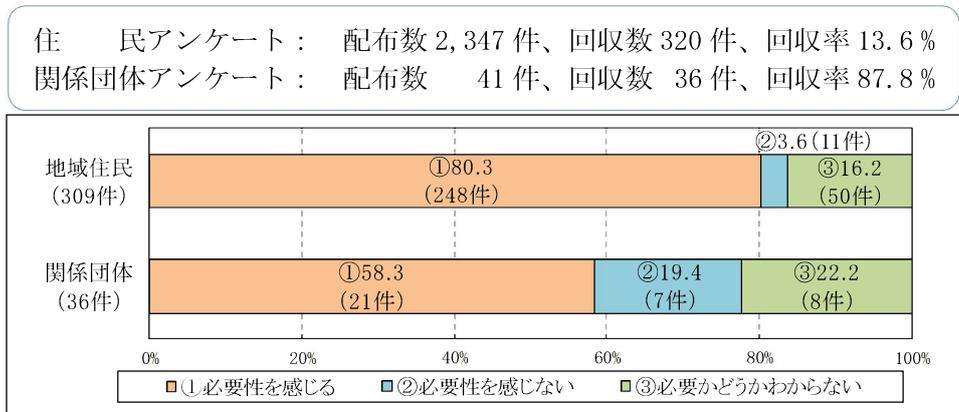
図 焼却された産業廃棄物



アンケート結果について

条例に対する意向を把握するため、沖繩市特定用途制限地域内（池原、登川、知花）の住民と関係団体（自治会、農業団体、産廃団体、観光団体等）にアンケート調査を実施したところ、本条例の必要性については住民回答の8割以上、関係団体回答の6割近くが「今後も産業廃棄物処理施設の制限の必要性を感じる」との結果でした。一方、産廃団体回答の5割が「必要性を感じない」との結果でした。

アンケート結果



※回答割合は四捨五入を行っているため、合計値が合わない場合がある。

検討結果と今後のあり方について

様々な調査結果をもとに条例施行2年後の状況について検討したところ、条例で制限されている産業廃棄物処理施設の新築・増築がなく、条例の効果が伺えることや、地域住民・関係団体から「今後も産業廃棄物処理施設の制限の必要性を感じる」との意見が多く寄せられたことから、条例の目的である合理的な土地利用や良好な環境の形成・保持に資するために、今後も条例を継続的に施行していく必要があります。

お問い合わせ先：沖繩市 建設部 建築・公園課

〒904-8501 沖繩県沖繩市仲宗根町 26 番 1 号 電話：098-939-1212